

■ 危機関連保証

【対象者及び要件】

- 1 法人：本店登記地、個人事業主：主たる事業所が浪江町にあること
- 2 金融取引に支障をきたしており、金融取引正常化を図るために資金調達を必要していること
- 3 原則、最近1ヶ月の売上高が、前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が前年同期比で15%以上減少することがみこまれること

【必要書類】

令和2年5月14日より簡略化

		内容
<input type="checkbox"/>	1	【法人の場合】履歴事項全部証明書（3ヶ月以内のもの）※コピー可 【個人事業主の場合】青色確定申告決算書1ページ目（なければ、所得税確定申告書Bの第一表）（直近のもの）
<input type="checkbox"/>	2	危機関連保証認定申請書 ※2部亭提出
<input type="checkbox"/>	3	売上高計算書（町指定様式）※お取引銀行の支店長印または税理士（公認会計士）の押印必須 ※押印がなければ、「月別試算表」または「月別売上申告書」を加えて提出

※認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。